

附属機関等の名称 会議概要

- 1 審議会名... 令和5年度第1回安曇野市介護保険等運営協議会...
- 2 日 時... 令和5年5月26日(金) 午後1時から午後1時50分まで...
- 3 会 場... 本庁舎3階 全員協議会室...
- 4 出席者... 布山昌徳委員、奥田佳孝委員、新井清美委員、笠原健市委員、黒澤幸恵委員、池田陽子委員、中島美智子委員、内川剛委員、黒木昌一委員、小澤悠維委員、大倉宏之委員、坂井さつき委員、中林美雪委員、長田珠美委員、(欠席委員：藤岡嘉委員、小林真弓委員)...
- 5 市側出席者... 甕福祉部長、高橋高齢者介護課長、蓮井高齢者介護課長補佐、深井高齢者介護課長補佐、瀨介護保険担当係長、塩原介護保険担当係長、岩原介護予防担当係長、高橋認定調査係長、前田北部地域包括支援センター職員、山岸南部地域包括支援センター職員、藤松主査(事務局担当者)...
- 6 公開・非公開の別... 一部非公開...
- 7 傍聴者... 2人...
- 8 会議概要作成年月日... 令和5年5月26日...

協 議 事 項 等

I 会議の概要

- 1 開会 (高橋課長)
- 2 あいさつ (中島会長・甕部長)
- 3 会議の非公開について
会議事項(4) 令和5年度介護サービスの基盤整備についての介護保険関連サービス候補事業者選定部会の委員指名については、事業者選考を公正・円滑にするため非公開とする。(承認)
- 4 会議事項
 - (1) 老人福祉計画及び第9期介護保険事業計画について
 - (2) 地域包括支援センターの運営について
 - (3) 安曇野市生活支援体制整備事業の実施状況について
(第1回安曇野市生活支援体制整備事業第1層協議体)
 - (4) 令和5年度介護サービスの基盤整備について【一部非公開】
(第8期介護保険事業計画期間における介護サービスの基盤整備)
- 5 その他
- 6 閉会 (笠原副会長)

II 審議概要

- 4 会議事項
 - (1) 老人福祉計画及び第9期介護保険事業計画について
質疑なし
 - (2) 地域包括支援センターの運営について
質疑なし(承認)
 - (3) 安曇野市生活支援体制整備事業の実施状況について
質疑なし
 - (4) 令和5年度介護サービスの基盤整備について【一部非公開】
質疑なし
- 5 その他
介護保険関連サービス候補事業者の選定部会について会議終了後に日程調整。
次回の会議については、7月頃を予定。

令和5年度「第1回安曇野市介護保険等運営協議会」会議次第

日時：令和5年5月26日（金）13：00～14：30

場所：安曇野市役所3階 全員協議会室

1 開 会

2 あいさつ

3 会議の非公開について

4 会議事項

- (1) 老人福祉計画及び第9期介護保険事業計画について【資料4】
- (2) 地域包括支援センターの運営について【資料1】
- (3) 安曇野市生活支援体制整備事業の実施状況について【資料2】
(第1回安曇野市生活支援体制整備事業第1層協議体)
- (4) 令和5年度介護サービスの基盤整備について【資料3】【資料3別添】
(第8期介護保険事業計画期間における介護サービスの基盤整備)

5 その他

6 閉 会

【配布資料】

- | | |
|------------|--|
| 資 料 1 | 令和5年度地域包括支援センター事業計画（案）及び予算書 |
| 資 料 2 | 安曇野市生活支援体制整備事業の実施状況について
(第1回安曇野市生活支援体制整備事業第1層協議体) |
| 資 料 3 | 令和5年度介護サービスの基盤整備について
(第8期介護保険事業計画期間における介護サービスの基盤整備) |
| 資 料 3 (別添) | 特定施設入居者生活介護【混合型】事業者の募集要項（公募） |
| 資 料 4 | 安曇野市老人福祉計画及び第9期介護保険事業計画の策定について |
| 参考資料 1 | 安曇野市介護保険等運営協議会委員名簿 |
| 参考資料 2 | 安曇野市介護保険条例一部抜粋 |
| 参考資料 3 | 安曇野市介護保険規則一部抜粋 |

資料 1

安曇野市介護保険等運営協議会
令和 5 年 5 月 26 日開催

令和 5 年度

地域包括支援センター事業計画（案）

及び予算書

令和5年度 安曇野市中央地域包括支援センター事業計画書（案）

【令和5年度目標】

「地域包括ケアシステム」の構築に向け、自立支援・介護予防に関する「自立支援型個別ケア会議」及び「地域ケア個別会議」の推進、「認知症施策」の推進、「生活支援体制整備事業との連携」を図ります。また基幹型のセンターとして、「在宅医療・介護連携」の推進、「地域ケア連携会議」を開催します。包括センター間の連絡調整、関係機関とのネットワーク構築等、高齢者が地域において自立した日常生活を送れるよう取り組みを行います。

1 包括的支援事業

(1) 介護予防ケアマネジメント業務

- ア 介護予防事業参加者が継続的に介護予防に取り組めるための情報提供を行います。
- イ 介護予防・日常生活支援総合事業の適切な利用に向けた情報提供と関係機関との連携を行います。

(2) 総合相談支援業務

- ア 認知症施策推進のための認知症の相談支援をはじめ、高齢者の各種相談に応じ、相談者に対する適切なサービス利用や関係機関へのつなぎと支援を行います。

(3) 権利擁護業務

- ア 高齢者虐待防止事業や成年後見利用支援事業、消費者被害防止事業に関する普及啓発活動ならびに相談窓口の周知を行います。
- イ 権利擁護に関する理解を深めるための学習会及び研修会を開催します。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ア 介護支援専門員への支援
 - ・安曇野市内の主任介護支援専門員を含む介護支援専門員の資質向上研修の開催と介護支援専門員の連携を図ります。
 - ・介護支援専門員への後方支援を行います。
- イ 広報活動の継続
 - ・広報誌やホームページの活用、出前講座等、地区活動における地域包括支援センターの周知を行います。

(5) 生活支援体制整備事業の推進

- ア 協議体の設置
 - ・市全域と5つの日常生活圏域ごとに生活支援コーディネーターを配置します。
 - ・生活支援コーディネーターを中心に、地域住民や介護事業所、ボランティア等と協議体を設置し、地域のニーズや課題についての把握、情報の見える化を推進します。
- イ 地域課題の解決

- ・地域課題を共有し、住民主体の活動を支援する取り組みを推進します。
- ・地域資源の把握と高齢者ニーズのマッチングを支援します。

2 重点的に取り組むべき事項

(1) 認知症施策の推進

- ア 認知症施策の推進として、地域包括支援センターの認知症地域支援推進員を中心とした関係機関との連携強化に努めます。
- イ 認知症見守りネットワーク事業の周知と地域住民の理解を促し、地域による見守りネットワークの充実と利用促進を図ります。また、見守りシール交付事業との連携を図ります。
- ウ 認知症初期集中支援チーム会議への参加や連携を強化し、認知症への早期対応・支援の推進を図ります。
- エ 認知症の本人・家族の支援ニーズと認知症サポーター等を中心とした支援者をつなぐ仕組みである「チームオレンジ」の体制づくりに向け、関係機関への協力・連携に努めます。

(2) 地域ケア会議の開催・推進

- ア 地域の課題集約に有効な地域ケア個別会議を、介護支援専門員と協働し地域で実施します。また、多くの地域で取り組めるよう未実施の介護支援専門員への働きかけや支援を行います。
- イ 新たに自立支援・介護予防の観点を踏まえて自立支援型個別ケア会議を開催します。専門職が関与することで、高齢者の生活行為の課題の解決等、状態の改善に導き、「高齢者の自己実現」を支援するとともに、地域資源の改善及び開発を行います。
- イ 地域ケア連携会議では、地域ケア個別会議等により確認された多くの課題の集約を行い、共通の地域の課題として取り組むべき内容について検討を行います。また、全市的に必要と考えられる取り組みについては、市へ提言を行います。

(3) 関係機関及び地域との連携活動

- ア 介護サービス事業者や医療機関、民生児童委員会等の多職種との連携を推進します。
- イ 在宅医療・介護連携の推進として、地域の在宅医療・介護連携機関や関係者の研修、市民への啓発活動等を実施します。

3 地域の実情に応じた取り組み

(1) 現状と課題への取り組み

管轄地域である豊科地域は昭和 50 年代に開発された複数の造成地において、地域全体が一斉に高齢化を迎えています。明科地域は全体的に高齢化率が高く、独居の高齢者が増加しています。高齢者が高齢者を支えている現状があります。

移動手段が少ない地域や移動の支援がない高齢者も多く、通院や買い物に苦勞している場合も多くあります。利用したいサービスが地域には存在せず、遠方の事業所の利用を検討する場合や、サービスの利用に悩む事例もあります。

地域包括支援センターでは、明科地域で開催される行事等に合わせて出張相談窓口を開設し、直接高齢者やその家族等の声を聴き、地域の課題やニーズの把握に努めます。豊科地域、明科地域において、民生委員等、関係機関と連携した見守り活動の推進、サービス事業者との連携による適切なサービス提供等の実施に向けた支援を行います。

4 その他全体的な取り組み

(1) 基幹型地域包括支援センターとしての役割

基幹型地域包括支援センターとして、各地域包括支援センター間の総合調整、関係機関とのネットワーク構築等、高齢者が地域において自立した日常生活を送れるよう、サービスの向上に努めます。

(2) 地域包括支援センターの連携

毎月3か所の地域包括支援センター管理者等による定例会を開催します。定例会では情報の共有、共通の課題解決、安曇野市の地域包括支援センターのあり方等について検討を行い、円滑な地域包括支援センターの運営に努めます。

(3) 災害・感染症対策

災害の発生や感染症の拡大に備え、市民に必要なサービスが安定的・継続的に提供されるように、平時より医療機関、保健所、介護保険サービス事業所等と連携しながら業務が継続できる体制を構築するためBCP(業務継続計画)の策定を今年度末までに進めます。

令和5年度 北部地域包括支援センター事業計画書（案）

【令和5年度目標】

安曇野市が推進する「安曇野市地域包括ケアシステム」の構築に積極的に寄与するため、「地域ケア個別会議」や「自立支援型個別ケア会議」を実施し、地域課題の発見に努めるとともに、高齢者のQOLの向上や介護支援専門員のスキルアップを目指します。また「認知症施策の推進」「生活支援整備体制事業との連携」の重点施策についても積極的に事業展開していきます。

1. 包括的支援事業

(1) 介護予防ケアマネジメント

- ・「介護予防・日常生活支援総合事業」の展開に当たり、関係機関との情報共有並びに連携を更に図ります。
- ・高齢者自身が自らの選択により介護予防、日常生活支援を目的として、地域での自立した生活を送ることができるよう必要な援助を行います。

(2) 総合相談支援業務

- ・相談者の主訴を的確に見極め、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的に支援します。
- ・地域課題の発見につながる相談案件の場合は、社協地域福祉課や関係機関と課題共有し、関係する会議においても課題提案します。

(3) 権利擁護業務

- ・高齢者虐待や困難な案件に対し、中央地域包括支援センターや市所管課との連携を強化します。
- ・消費者被害については訪問時に情報提供を行い、被害防止の啓発活動に努めます。
- ・ケースマネジメントを職員間で共有、研鑽します。また関係する研修会には積極的に参加します。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ・高齢者が介護保険をはじめとする様々な事業を適切に利用できるように、医療、介護、行政等の関係機関との連携や多職種の協働により、介護支援専門員が主体的にマネジメントできるよう、後方・側面的支援を行います。

2. 重点的に取り組むべき事項

(1) 認知症施策の推進

- ・「認知症ガイドブック」の活用や、認知症サポーター養成講座の講師を積極的に務めることで、認知症に対する市民の理解を深めるための活動を行います。
- ・「認知症見守りネットワーク事業」や「見守りシール交付事業」の普及に努め、地域全体で見守るためのネットワークづくりと関係機関との連携強化を更に図ります。

(2) 生活支援体制整備事業との連携

- ・この事業の核となる協議体会議に今後も参加し、地域生活課題の解決に向けて、生活支援コーディネーターと連携しながら、地域包括支援ネットワークの構築に寄与できるよう努めます。

(3) 地域ケア個別会議を基礎としたネットワークづくり

- ・地域ケア個別会議を開催し、地域課題の検討に併せて関係機関のネットワーク構築を促します。

- ・ 自立支援型個別ケア会議を実施します。会議の参加者が、事例に対する多職種の専門的な視点に基づき助言を通じ、自立に資するケアマネジメントの視点や、サービス等の提供に関する知識・技術の習得を目指します。

3. 地域の実状に応じた取り組み

- ・ 最近の穂高地域の傾向を見ると、要支援・要介護認定者数の増加が顕著になっています。原因としては、ここ数年間のコロナフレイルの影響や、移住者の方々の高齢化なども考えられます。穂高地域では高齢者人口が11,000人を超え、今後ますます支援が必要になる方の増加が予想されます。今後も住み慣れた地域で安心して生活していただくためには、介護保険サービスだけでなく、地域にある様々な社会資源を活用できることが重要になってきます。包括支援センターがつなぎ役となり、情報の提供や必要なサービスを皆様にお伝えできるよう努めていきます。

4. その他全体的な取り組み

- ・ 安曇野市や関係機関と連携してBCP（業務継続計画）を策定し、感染症の流行や災害の発生時であっても可能な限り業務継続及び業務の再開を行い、地域の高齢者支援ができるよう体制を構築していきます。
- ・ 個人情報については個人情報の保護に関する法律の規定を順守しつつ、個人情報の取得、利用、管理を適正に行います。

令和5年度 南部地域包括支援センター事業計画書（案）

【令和5年度目標】

安曇野市が推進する「安曇野市地域包括ケアシステム」の構築に積極的に寄与するため、「地域ケア個別会議」や「自立支援型個別ケア会議」を実施し、地域課題の発見に努めるとともに、高齢者のQOLの向上や介護支援専門員のスキルアップを目指します。また「認知症施策の推進」「生活支援体制整備事業との連携」の重点施策についても積極的に事業展開していきます。

1. 包括的支援事業

(1) 介護予防ケアマネジメント

- ・「介護予防・日常生活支援総合事業」の展開に当たり、関係機関との情報共有並びに連携を更に図ります。
- ・高齢者自身が自らの選択により介護予防、日常生活支援を目的として、地域での自立した生活を送ることができるよう必要な援助を行います。

(2) 総合相談支援業務

- ・相談者の主訴を的確に見極め、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的に支援します。
- ・地域課題の発見につながる相談案件の場合は、社協地域福祉課や関係機関と課題共有し、関係する会議においても課題提案します。

(3) 権利擁護業務

- ・**高齢者虐待**や困難な案件に対し、中央地域包括支援センターや市所管課との連携を強化します。
- ・消費者被害については訪問時に情報提供を行い、被害防止の啓発に努めます。
- ・ケースマネジメントを職員間で共有、研鑽します。また関係する研修会には積極的に参加します。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ・高齢者が介護保険をはじめとする様々な事業を適切に利用できるように、医療、介護、行政等の関係機関との連携や多職種の協働により、介護支援専門員が主体的にマネジメントできるよう、後方・側面的支援を行います。

2. 重点的に取り組むべき事項

(1) 認知症施策の推進

- ・「認知症ガイドブック」の活用や、認知症サポーター養成講座の講師を積極的に務めることで、認知症に対する市民の理解を深めるための活動を行います。
- ・「認知症見守りネットワーク事業」や「見守りシール交付事業」の普及に努め、地域全体で見守るためのネットワークづくりと関係機関との連携を更に図ります。

(2) 生活支援体制整備事業との連携

- ・この事業の核となる協議体会議に今後も参加し、地域生活課題の解決に向けて、生活支援コーディネーターと連携しながら、地域包括支援ネットワークの構築に寄与できるよう努めます。

(3) 地域ケア個別会議を基礎としたネットワークづくり

- ・地域ケア個別会議を開催し、地域課題の検討に併せて関係機関のネットワーク構築を促します。

- ・ 自立支援型個別ケア会議を実施します。会議の参加者が、事例に対する多職種の専門的な視点に基づく助言を通じ
- て、自立に資するケアマネジメントの視点や、サービス等の提供に関する知識・技術の習得を目指します。

3. 地域の実状に応じた取り組み

- ・ 三郷地域は同時期に開発された新興住宅地の住民が高齢化し老夫妻・独居世帯が多い。また、学校周辺の造成地には若い世代の転入者も多い。年齢差や家族構成がそれぞれで世代間交流が少ない。堀金地域にも共通しているが、キーパーソン不在の家庭も珍しくはない。
- ・ 堀金地域は市街地と山側に緩やかではあるが土地の高低差があり、徒歩や自転車での外出には困難がある。ゴミステーションが遠い地域や買い物先が近くにない等の生活支援が必要な高齢者も少なからずおり、独居の方は何等かのサービスにつながっている場合も多い。
- ・ 両地域それぞれの課題やニーズ把握に努め、地域の医療機関や民生委員、サービス事業所、生活支援体制整備事業協議体とも連携して必要な支援や取り組みに繋げていきます。

4. その他全体的な取り組み

- ・ 市や関係機関と連携してBCP（業務継続計画）を策定し、感染症の流行や災害の発生時であっても可能な限り業務継続及び業務の再開が出来、地域の高齢者支援ができるよう体制を構築していきます。
- ・ 個人情報については個人情報の保護に関する法律の規定を遵守しつつ、個人情報の取得、利用、管理を適正に行います。

令和5年度 安曇野市中央地域包括支援センター予算書

歳入

(単位：円)

科		目	収入額	備 考
款	項	目		
1介護保険料	1介護保険料	1第1号被保険者保険料	28,585,000	地域支援事業財源充当分
3国庫支出金	2国庫補助金	2地域支援事業交付金(新総合事業)	7,009,000	新総合事業分
		3地域支援事業交付金(新総合事業以外分)	36,592,000	包括的支援事業及び任意事業分
4支払基金交付金	1支払基金交付金	2地域支援事業支援交付金	7,724,000	社会保険診療報酬支払基金 新総合事業分
5県支出金	2県補助金	1地域支援事業交付金(新総合事業)	3,576,000	新総合事業分
		2地域支援事業交付金(新総合事業以外分)	18,294,000	包括的支援事業及び任意事業分
6サービス収入	1介護予防給付費収入	1介護予防居宅サービス収入	21,755,000	介護予防サービス計画費収入
8繰入金	1一般会計繰入金	3地域支援事業繰入金(新総合事業)	3,576,000	新総合事業分
		4地域支援事業繰入金(新総合事業以外分)	18,294,000	包括的支援事業及び任意事業分
合 計			145,405,000	

歳出

(単位：円)

科		目		支出済額	備 考
款	項	目	節		
3地域支援事業費	2包括的支援事業・任意事業費	1包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費	1報酬	168,000	委員等報酬
				9,821,000	会計年度任用職員報酬(介護支援専門員)
			2給料	11,855,000	一般職
			3職員手当等	6,073,000	職員諸手当(一般職)
				1,933,000	会計年度任用職員諸手当(介護支援専門員)
			4共済費	3,727,000	職員組合納付金、公務災害(一般職)
			7報償費	90,000	個別支援会議専門職謝礼
			8旅費	57,000	研修旅費
				237,000	会計年度任用職員通勤費(介護支援専門員)
			10需用費	192,000	事務用品、図書
				176,000	自動車燃料(公用車)
			11役務費	25,000	損害賠償保険
			12委託料	50,400,000	地域包括支援センター業務委託料(北部、南部)
			13使用料及び賃借料	518,000	パソコン借上料等(北部)
				469,000	自動車借上料(中央)
18負担金補助及び交付金	299,000	主任介護支援専門員更新研修等			
	1,495,000	退職手当			
	27,000	職員互助会			
包括的支援事業小計				87,562,000	
3地域支援事業費	2包括的支援事業・任意事業費	3地域包括ケア推進事業	7報償費	80,000	講師謝礼(支え合い推進フォーラム)
			8旅費	33,000	講師旅費(支え合い推進フォーラム)
			10需用費	313,000	消耗品費、生活支援ガイドブック印刷製本
			12委託料	7,053,000	生活支援コーディネーター事業委託(社協、JAあんしん)
地域包括ケア推進事業費小計				7,479,000	
3地域支援事業費	3介護予防・日常生活支援総合事業	1介護予防・日常生活支援総合事業	1報酬	2,456,000	会計年度任用職員報酬(介護支援専門員)
			3職員手当等	484,000	会計年度任用職員諸手当(介護支援専門員)
			8旅費	51,000	会計年度任用職員通勤費(介護支援専門員)
			12委託料	8,963,000	事務事業委託料(総合事業：中央)
				725,000	事務事業委託料(総合事業：委託分)
			18負担金補助及び交付金	15,930,000	介護予防ケアマネジメント業務(総合事業：北部・南部)
介護予防・日常生活支援総合事業小計				28,609,000	
4介護サービス事業費	1介護予防支援事業	2介護予防支援事業	12委託料	21,755,000	介護予防支援事業(予防給付分：中央直営)
介護予防・日常生活支援総合事業小計				21,755,000	
合 計			145,405,000		

令和5年度 安曇野市北部地域包括支援センター 予算(案)

1 歳 入

科 目	歳 入 (単位:円)	摘 要 (単位:円)
委託料	29,400,000	安曇野市からの委託料
介護予防支援介護料収入	18,396,000	
介護予防・日常生活支援総合事業収入	7,139,000	
合 計	54,935,000	

2 歳 出

区 分	歳 出 (単位:円)	摘 要 (単位:円)
給料(臨時職員賃金含む)	20,217,000	職員8名(パート職員2名、派遣職員案分含む)
職員手当	5,641,000	通勤手当、賞与、資格手当、扶養手当
共済費	5,547,000	法定福利費、退職年金、退職掛金繰入金 厚生会、健康診断
人件費小計	31,405,000	
旅費・研修費	291,000	実務研修、職員研修
需用費	767,000	消耗品、車両燃料費、渉外費
業務委託料	17,423,000	介護予防支援・介護予防ケアマネジメント委託プラン料
役務費	680,000	通信運搬費、印刷製本費
賃借料	657,000	コピー機リース料、車両リース料4台分
管理経費	147,000	水道光熱費 穂高支所按分
損害保険料	98,000	リース車両任意保険他
報償費	51,000	自立支援型ケア会議 講師謝礼
会計間繰入金	796,000	法人本部経費
予備費	2,620,000	
管理費小計	23,530,000	
合 計	54,935,000	

令和5年度 安曇野市南部地域包括支援センター 予算(案)

1 歳 入

科 目	歳 入 (単位：円)	摘 要 (単位：円)
委託料	21,000,000	安曇野市からの委託料
介護予防支援介護料収入	12,088,000	
介護予防・日常生活支援総合事業収入	6,307,000	
合 計	39,395,000	

2 歳 出

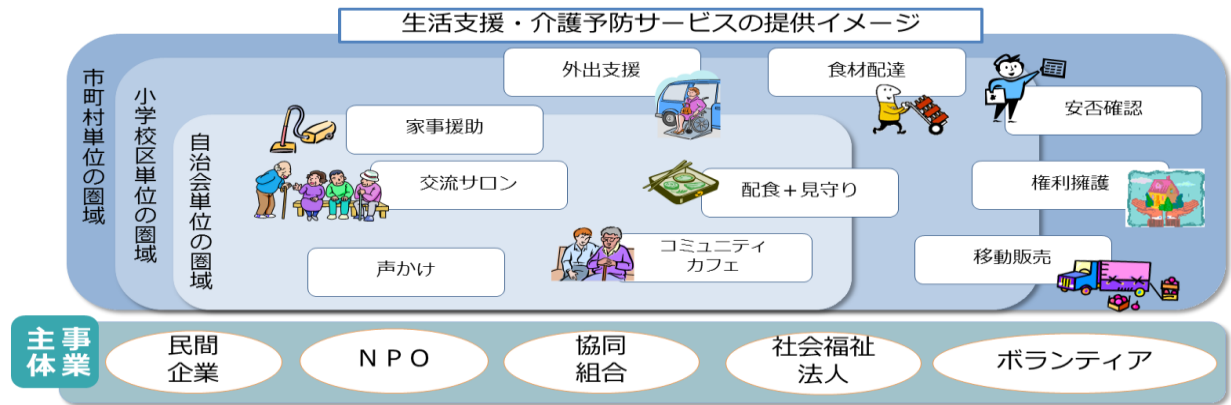
区 分	歳 出 (単位：円)	摘 要 (単位：円)
給料 (臨時職員賃金含む)	14,906,000	職員6名 (パート職員2名、派遣職員案分含む)
職員手当	3,417,000	通勤手当、賞与、資格手当、扶養手当
共済費	3,927,000	法定福利費、退職年金、退職掛金繰入金 厚生会、健康診断
人件費小計	22,250,000	
報償費	46,000	講師謝礼、会議費
旅費・研修費	111,000	実務研修、職員研修
需用費	408,000	消耗品、車両燃料費、渉外費、
業務委託料	13,688,000	介護予防支援・介護予防ケアマネジメント委託プラン料
役務費	708,000	通信運搬費、印刷製本費、
賃借料	622,000	コピー機、車両3台
管理経費	150,000	三郷支所按分
損害保険料	77,000	保険料、
備品費	0	
会計間繰入金	597,000	法人本部経費
予備費	738,000	
管理費小計	17,145,000	
合 計	39,395,000	

安曇野市生活支援体制整備事業の実施状況について (第1回安曇野市生活支援体制整備事業第1層協議体)

市では、第8期介護保険事業計画に基づき、地域包括ケアのより一層の推進に向けて、生活支援体制整備事業を実施しています。安曇野市介護保険等運営協議会は、この事業の市全域の課題等を検討・協議する場として、第1層協議体に位置付けられています。介護保険等運営協議会の開催に合わせて、事業計画及び事業報告を行います。

1 生活支援体制整備事業について

生活支援体制整備事業は、「生活支援コーディネーター（以下、コーディネーター）」と「協議体」の設置等を通じて、地域の支え合いによる生活支援・介護予防を広げ、地域で多様な主体によるサービス提供を推進しています。



(1) 生活支援コーディネーター

地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者で、地域に出向き、地域の中でどんな活動や支え合いがあるのか、どんなことに困っているのかを把握し、サロン活動の活性化や新たな生活支援の体制づくりを担います。

(2) 協議体

地域におけるコーディネーターと生活支援等のサービス提供主体などが参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場としています。コーディネーターをバックアップするとともに、地域のさまざまな立場の方たち（区長、福祉事業者、シルバー人材センター職員、地区社協役員、民生委員など）が一緒になって、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための支え合いの地域づくり等について協議する場となっています。

(3) 第1層、第2層の圏域の考え方

- 第1層 市全域
- 第2層 日常生活圏域（豊科地域、穂高地域、三郷地域、堀金地域、明科地域）

(4) 安曇野市におけるコーディネーター及び協議体の配置

- 第1層コーディネーターとして、市職員1名を配置。(平成28年3月～)
- 第1層協議体は、安曇野市介護保険等運営協議会を充てて設置。(平成28年5月～)
- 第2層コーディネーターは、委託(※1)により各地域に1名ずつ配置。(平成28年4月～)
- 第2層協議体は、委託(※1)により各地域に設置。(平成28年9月～)

※1 豊科地域：特定非営利活動法人 JA あづみくらしの助け合いネットワークあんしん、
穂高、三郷、堀金、明科各地域：社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会

2 令和4年度生活支援体制整備事業報告

(1) 第2層コーディネーターの取組

- 地域のサロン等へ出向くことや拠点で行う活動(地域学習会を含む)などを96回(※2)行うことにより、住民や関連団体へ生活支援や介護予防の必要性を伝えるとともに、それぞれの活動を支援し、助け合い・支え合い活動を広げました。
- 担い手の養成は、コロナ禍で例年より参加者数が少なかったものの、それぞれの拠点等で工夫しながら実施した事業で延べ297名(※3)が受講等し、その中から担い手の支援にもつながりました。
- コロナ終息後を見据えて各地区で行うサロンや趣味活動をどう実施するか、また新規のサロン立ち上げについてなどの相談支援を76件(※4)行いました。

※2 あんしん24回、社協72回

※3 「あんしんセミナー」211名、「あんしんして暮らせる里づくり研修会」31名、「有償ボランティア支援会員育成」10名、「認知症サポーター養成講座」20名、「福祉教室」25名等を養成。

※4 あんしん2件、社協74件

(2) 第2層協議体の取組

- コロナ禍でも工夫をしながら協議体会議を開催(※5)し、地域の課題やこれから必要な資源について、意見交換や学習を行い、移動支援や支え合い事業など地域に必要な事業への取り組みを始めた地区もありました。また、地域課題の解消に向けた学習等を進めました。

※5 開催回数：豊科6回、穂高5回、三郷5回、堀金5回、明科4回

【協議体構成団体・活動内容】


	豊科地域	穂高地域	三郷地域	堀金地域	明科地域
構成団体	支部社協、NPO法人、民生児童委員、介護サービス事業者、シニアクラブ、区長会、包括など11団体	支部社協、NPO法人、民生児童委員、介護サービス事業者、ボランティア連絡協議会、シニアクラブ、シルバー人材センター、包括、PTAなど16団体	支部社協、NPO法人、民生児童委員、介護サービス事業者、ボランティア連絡協議会、シニアクラブ、公民館、包括など13団体	支部社協、NPO法人、民生児童委員、介護サービス事業者、ボランティア連絡協議会、シニアクラブ、シルバー人材センター、公民館、身体障害者協会、各地区社協、包括など21団体	支部社協、民生児童委員、介護サービス事業者、ボランティア連絡協議会、シニアクラブ、シルバー人材センター、薬剤師会、包括など11団体

内容	<p>「高齢者の移動支援」の課題に取り組んでおり、アルプス区でモデル的な移動支援を開始しました。協議体の役割を改めて見直す中で、参加団体の連携、情報共有を図りました。</p>	<p>白金区で有償による支え合いの仕組みをつくり活動を始めました。立足区では区の有志等が会を立ち上げ、市の施設整備費補助金を活用して備品を揃えた上で、樹木の伐採や高齢者宅の屋外整備などの活動を始めました。また穂高南小 PTA 会長が協議体委員に加わり、お寺を子どもの居場所とする活動を始めた。</p>	<p>課題となっていた地域での居場所を確保するために、昨年度から中萱区で試験的に始めたサロンを通年開催し、高齢者の交流の場となりました。また、コロナ後を見据えたサロンの立ち上げ等の相談に応じました。</p>	<p>小地域での支え合いの仕組みづくりに向けて全戸アンケートを実施し、地域課題を確認し、支え合いの仕組みを検討しました。</p>	<p>ワークショップからあがった課題である「居場所づくり」を進めるため、男性が参加しやすいサロンを実施するため、コーヒー講座や料理教室を開催しました。</p>
----	---	--	---	--	---

(3) 第1層コーディネーター・協議体の取り組み

- 市と第2層生活支援コーディネーターとの打ち合わせ会議を月1回行い、各圏域の実施状況を確認する中で、当事業における課題の検討や進捗状況を確認しました。
- 各コーディネーターの具体的な活動を周知するため、広報紙「ほほえみのわ」を年2回発行しました。
- 希望者に生活支援サービスガイドブックを配布し、地域の資源について周知を図りました。
- 第1層協議体を2回開催し、生活支援体制整備事業の取組状況の報告をしました。
- 各地域の協議体活動を推進するため、協議体委員向け研修会及び市民向けの「地域支え合い推進フォーラム」を開催しました。

	協議体研修会	地域支え合い推進フォーラム
開催日	令和4年8月24日(水)	令和5年2月25日(土)
主題	協議体活動の原点と運営方法	地域の実践から今後の地域共生社会を考える
方法	生活支援体制整備事業の目的と協議体活動についての講演及びコーディネーターとの懇談	講演及び各地域の活動紹介
講師	ご近所福祉クリエイション ご近所福祉クリエイター 酒井 保さん	社会福祉法人 長野県社会福祉協議会 まちづくりボランティアセンター 徳永 雄大さん、元持 幸子さん

内 容	<p>全国的に本事業の取り組みについてフィールドワークを行っている講師に、地域包括ケア体制づくりなどについて講演をいただき、後日動画で協議体委員に視聴していただきました。各コーディネーターにとっては、活動する中で日ごろ抱えている悩みについて相談する機会となり、また協議体委員も本事業の目的や協議体の役割を再認識していただく機会となりました。</p> 	<p>【講演】 「協議体のめざすものとは」</p> <p>【活動紹介】 〈豊科地域〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルプス区区民主体の移動支援に向けて 〈穂高地域〉 ・立足地域支え合いの会 ・お寺体験ツアー「子どもの居場所を増やそう会 2023」 〈三郷地域〉 ・四季の庭 ・みたけ会 〈堀金地域〉 ・岩原盛り上げ隊 ・扇町雪かき助け合い 〈明科地域〉 ・木戸区ミニミニサロン ・あいらず健康麻雀教室
参 加 者	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーター、市社協職員、市職員 11名 ・協議体委員動画視聴 2協議体 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーター、区長、民生児童委員、シニアクラブ会員、介護保険事業者、市職員等 52名 ・市公式 YouTube 動画視聴 112回

3 令和5年度生活支援体制整備事業活動計画

(1) 目標

- 第8期介護保険事業計画に基づき、生活支援・介護予防サービスの基盤整備を推進するため、新型コロナウイルス感染症の終息状況を見据え、地域活動の再開や新たな活動の取り組みの支援を進めます。そのために地域福祉担当部門やまちづくり部門、公民館活動等との連携を深め、関連団体との情報共有・連携強化の場となる協議体活動を通じて、高齢者等が暮らしやすい地域づくりを進めます。

(2) 主な取組

- 行政区などでの懇談、学習会を行うことにより、地域での支え合いや助け合いの意識を広めます。
- 地域で生活支援や介護予防に関する活動をしている実践者（運営者）及び新たに活動を希望する方の相談・支援に応じ、地域の支え合い体制づくりを進めます。

- 高齢者のみならず、地域のあらゆる世代とのつながり・協働により、地域の多様な主体による支え合い体制づくりを支援します。関連する事業として、地域見守り活動の周知を図り、参加団体を増やします。
- 高齢者の安全運転を推進するため、長野ダイハツ販売株式会社が主催する「健康安全運転講座」を後援します。(年2回)
- 生活支援コーディネーターの認知度を高め、各協議体の活動を周知するために、地域ごとに年2回広報紙を作成し地域で回覧します。
- 地域ごとの協議体活動を進めつつ、さらなる活動の推進に向けて第2層協議体の「研修会」を開催します。
- 市民への支え合いや助け合いの意識を深め、地域課題に取り組む活動をすすめるため、市内の実践者を交えた「地域支え合い推進フォーラム」を開催します。
- 生活支援サービス（配食、軽作業等）や通いの場（地域サロン、趣味娯楽等）などをまとめた「生活支援サービスガイドブック」について、コロナ後の情報を加えた改訂版を発行します。

令和5年度介護サービスの基盤整備について
《第8期介護保険事業計画期間における介護サービスの基盤整備》

1 進め方

安曇野市では、老人福祉計画及び第8期介護保険事業計画を策定し、中長期的に整備が必要となる介護保険サービスの基盤整備に関して、サービス種別、整備数及び整備時期について定めています。

市内において介護保険法の規定による地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの事業を行うためには、介護保険法および厚生労働省令の定めるところにより、地域密着型サービス事業等の事業を行う予定者（法人）の申請に基づき、サービスの種類及び事業所ごとに、安曇野市長の指定を受けることが必要となります。また、地域密着型サービス事業以外の事業を行う予定者（法人）の申請については、長野県（知事）の指定を受けることとなりますが、計画に定めた整備を行う場合は指定以前に候補事業者の公募、選考および決定を安曇野市が行います。

介護保険事業計画期間中における介護サービス基盤の整備を円滑に進めるため、安曇野市介護保険条例第14条に定められた「所掌事務」（安曇野市介護保険等運営協議会）に基づき、以下のとおり2つの方式により事業者の意見聴取、選定を進めます。

2 地域密着型サービス及びその他、施設サービス等の事業者選定及び指定について

(1) ア 事前相談による指定方式（全委員からの意見聴取）

【対象：地域密着型サービス全て（計画に定めたサービスも含む）】

市では、あらかじめ指定申請に係る協議を安曇野市長と行う取扱いとします。指定申請は、事前相談の手続きを経た後に行うことになります。

イ 事前協議～指定までの流れ（フロー）

時 期	手続き	事業所	安曇野市
指定日の概ね 2ヵ月前 ～1ヵ月前	事前相談	①【事前相談】 ・指定申請書(新規) ・添付（付表） 【事前確認および委員からの質問に対する回答】	【事前相談】 ・指定申請書受取 ・書類精査 ○介護保険等運営協議会（委員）への意見聴取および意見集約および事業所への確認
指定日の概ね 20～15日前	法に基づく指定申請(法第78条の2)		②【指定申請】 ・申請書受付 ・書類審査 ・現地調査(確認)

時 期	手続き	事業所	安曇野市
指定日の概ね 3～4日前	法に基づく指 定(法第42条の 2第1項)	④【事業開始】 ← (指定日初日)	③【指定通知】

(2) ア 公募方式 (会長より指名された委員6名による選定部会における審査)

【対象：8期計画に定めた地域密着型サービスおよび長野県指定サービス】

事業計画において定められた介護保険事業所等(施設)の整備計画※1について、より質の高いサービスの提供及び業者選定の公平性、透明性の観点から公募により「候補事業者」を選定。(※1 計画書P88・概要版P6参照)

イ 公募予定時期 (市ホームページ情報/R5.4.28から掲載)

○地域密着型サービス

No. サービス名		整備 地域	公募年度および床数			公募予定時期 (開設時期)
			3年度	4年度	5年度	
1 認知症対応型共同生活介護	新設	市内	0	18	0	4年4月～5月 (令和6年4月)

(公募担当課：高齢者介護課)

○その他のサービス (広域型)

No. サービス名		整備 地域	公募年度および床数			公募予定時期 (開設時期)
			3年度	4年度	5年度	
2 介護老人福祉施設	転換	市内	14	0	0	3年5月～6月 (令和4年4月)
3 介護専用型以外の 特定施設入居者生活介護 【混合型】	※ 新設		0	0	40	5年4月～5月 (令和6年4月) ※既存施設の転換

(公募担当課：高齢者介護課)

ウ 事業者の公募条件等について

8期介護保険事業計画における事業者の公募条件(応募資格、応募・選考の流れ等)は、サービス種別を問わず同一条件とします。ただし、募集要項(公募)の周知期間および募集期間等をはじめ、サービス種別毎に要件が異なる内容は除きます。

エ 候補事業者の選定及び指定について

選定された「候補事業者」について、以下の2つの区分に分かれ指定となります。

◇地域密着型サービス（安曇野市指定）

市の計画に基づき「地域密着型サービス指定候補事業者」として選定された後、候補事業者が事業開始の準備（整備）が整った時点（開設時期の概ね2カ月前～1カ月前）で、指定申請書（事前相談）を市に提出、介護保険等運営協議会（委員）からの意見聴取等を行い、指定基準に適合する事が確認されれば指定を行う。

◇その他のサービス（広域型）（長野県指定）

介護保険法70条第6項、86条第3項、94条第6項による市の計画に基づき、「その他、施設サービス等の候補事業者」として選定された後、県に事業指定申請の手続きを行う。

オ 選考、選定方法について

安曇野市介護保険規則（平成17年10月1日規則第95号）第34条※に規定する「介護保険関連サービス候補事業者選定部会」が実施します。

◇一次審査（書類審査による評価）

◇二次審査（プレゼンテーション）

※安曇野市介護保険規則（抜粋）【参考資料3参照】

3 介護保険関連サービス候補事業者選定部会（委員6名）の指名について

前述のとおり、本年度は6月～8月頃を目途に選定部会が実施する公募事業者の選考および選定を予定していることから、以下の指針に基づき介護保険等運営協議会において、会長より指名し委員をお願いします。

ア 安曇野市介護保険規則第36条第2項に規定する介護保険関連サービス候補事業者選定部会の安曇野市介護保険等運営協議会会長が指名する委員の選考の指針

下記の中より6名を指名する。

- (1) 公募により選考された市民 【1名】（実際にサービスを受ける者の代表者）
- (2) 学識経験を有する者 【1名】（安曇野市の地域福祉に精通している者）
- (3) 保健・医療又は福祉関係者 【2名】
（高齢者の保健・医療又は福祉に精通している者および社会福祉に学識経験を有する者）
- (4) 介護保険サービス提供事業者の代表者 【2名】（介護サービス事業提供者）

4 令和5年度事業者の募集について

ア 特定施設入居者生活介護【混合型】（新設転換）

募集～指定候補事業者選考までの流れ【資料3（別添）：募集要項参照】

資料3別添

安曇野市介護保険等運営協議会
令和5年5月26日開催

特定施設入居者生活介護

【混合型】

事業者の募集要領

(公 募)

令和5年4月

安 曇 野 市

福祉部高齢者介護課

特定施設入居者生活介護【混合型】 事業者の募集要領(公募)

1 募集(公募)の趣旨

安曇野市では、老人福祉計画及び第8期介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）を策定し、介護保険サービスの基盤整備に関する目標値を掲げております。本要領は、整備目標のある介護保険サービスについて、事業者の選定に公正かつ公平を確保し、また質の高い整備を目的として第8期介護保険事業計画に沿い、「特定施設入居者生活介護【混合型】」を運営する事業者の募集を行います。

2 募集(公募)内容

募集（公募）内容	指定（変更） 床 数	募集事業者数	募集地域
特定施設入居者生活介護【混合型】 ※注意	40床 (以 内)	指定（変更）床数の範囲内 で平均点の高い順に選定	市内全域

※注意：今般の募集は、現に安曇野市内で「住宅型有料老人ホーム」又は「サービス付き高齢者向け住宅」として登録済で開設している事業者を対象としており、新たに施設を創設する事業者の募集ではありません。

- (1) **混合型の特定施設入居者生活介護（介護専用型以外）の、指定（変更）に係る申請および許可等の指定権者は長野県になります。したがって、指定（変更）の妥当性（施設基準・人員配置含等）について、必ず長野県（担当課/介護支援課）へ事前相談のうえ応募ください。**
- (2) 既存の1施設全体（全床）を特定施設入居者生活介護（混合型）へ指定（変更）するものとします。なお、やむを得ず一部分のみの指定（変更）を希望する場合は、フロアごとなど特定施設入居者生活介護を行う部分と行わない部分を明確に区分するものとします。
- (3) サービス形態は一般型、外部サービス利用型どちらでも可能とします。
- (4) **指定（変更）床の事業開始は、令和6年4月1日とします。**
- (5) 希望床数は原則施設定員と同数としますが、特定施設入居者生活介護の指定部分をフロアで分ける等明確な区画が可能であれば施設定員と異なる希望床数も申請可能とし、希望床数も第1希望から第3希望まで申請可能とします。明確な区画分けとは認めがたい場合は不採択とします。

順位	候補 法人	施設 定員	特定施設入居者希望床数			結果	
			第1希望	第2希望	第3希望	採択○	不採択×
1位	A法人	30人	30	25		○	第1希望で採択
2位	B法人	25人	25	20	18		
3位	C法人	20人	20	10	8	○	残床数に合う床数で採択

3 指定(変更)における基本資格

応募書類の受付締切日において、次のいずれにも該当すること。

- (1) 安曇野市内で「住宅型有料老人ホーム」又は「サービス付き高齢者向け住宅」として登録申請が受理され既に開設している法人であり、事業運営にあたり介護保険法に基づく指定基準を遵守し、適切なサービス提供を図ることができる者。
- (2) 既存入居者の処遇に配慮した計画であり、応募時点で入居者全員及びその家族に経過を説明し、同意を得ていること。
- (3) 過去5年の間に役員の中に破産手続開始決定を受けて復権を得ないもの、又は禁固以上の刑に処された者がいないこと。
- (4) 直近1年間の所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税等の滞納がないこと。
- (5) 民事再生法等による手続きをしている法人でないこと。
- (6) 介護保険法上の勧告を受け、さらに当該勧告に係る事業者が取るべき措置について命令を受けている場合、所管庁への当該命令に対する改善報告が完了していること。
- (7) 介護保険法の指定の効力の一部もしくは全部停止の処分を受けた場合、その処分期間を経過し、終了していること。
- (8) 過去5年の間に、安曇野市内外を問わず介護保険施設等（後記枠内）の整備について重大な法令等の違反がないこと、介護保険施設等の整備事業者の選考取消等を受けたことがないこと、又は法人の運営において重大な法令等の違反がないこと。
- (9) 安曇野市暴力団排除条例（平成24年安曇野市条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団及び代表者がその構成員でないこと又はそれらの利益となる活動を行なう者でないこと。
- (10) 介護保険法第70条の第2項各号及び第115条の2第2項各号に該当しないと認められること。
- (11) 設備準備及び事業運営に必要な資力があり、長期間安定的にサービスの提供ができること。

介護保険施設等；介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護型ケアハウス、介護付有料老人ホーム、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

4 応募・選考の流れ

- (1) 本要領(公募)の周知

令和5年4月28日(金)から

- (2) 募集(受付)期間等

令和5年5月8日(月)から6月7日(水)まで

受付時間は、期間中の午前9時から午後5時まで（閉庁日除く）

提出日：時間を必ず電話予約、電話0263-71-2472（直通）のうえ、事業内容が説明できる方が持参してください。

提出先：安曇野市 福祉部 高齢者介護課介護保険担当（安曇野市豊科6000番地）

安曇野市役所 本庁舎 1階12番窓口

提出期間を過ぎた場合、受付ができませんのでご注意ください。また、特別な事情がある場合（例：書類の取得に時間を要する場合等）を除き、提出期間内であっても提出書類に不足がある場合は、受付ができません。

なお、公募に関する応募状況ならびに選考基準及び評価に関するご質問にはお答えしません。

(3) 指定候補事業者の選考会

①選考の流れ

指定候補事業者選考 令和5年6月から8月（予定）

指定候補事業者の選考は、市高齢者介護課が応募書類等について要件を確認するとともに、必要により現地（施設）確認をし、その後、一次選考（応募書類）及び二次選考（プレゼンテーション）を経て、令和5年9月頃を目途に選考結果を通知する予定です。但しあくまでも予定であり、時期が前後する場合がありますので、予めご了承ください。

②選考方法の詳細

事業者の審査・選考は、安曇野市介護保険規則（平成17年10月1日規則第95号）第34条に規定する「介護保険関連サービス候補事業者選定部会」が実施します。

(ア) 一次選考（書類審査、非公開）

- ・一次選考は、書類審査により評価を行います。
- ・原則として、審査得点により二次選考の候補者を選考します。なお、応募事業者数に係わらず一次選考を行い、審査得点を審査員に公表します。
- ・一次選考後結果は、応募事業者全てに対し文書により通知するとともに、二次選考の候補者には、二次選考の実施日時等についても通知します。

(イ) 二次選考（プレゼンテーション及びヒアリング、非公開）

- ・二次選考の出席者は事業を運営する同一法人の者3人まで出席可とします。
(外部の委託業者等、その申請者の法人以外の出席は認めません。)
- ・プレゼンテーションの時間は自己PR15分（以内）、ヒアリング10分（以内）とします。
- ・プレゼンテーションは、計画書の内容に基づいて行い、計画書と異なる内容の説明や追加資料の配布は認めません。
- ・「3 指定（変更）における基本資格」に欠格した場合、指定候補事業者に選定されても選定を取消します。
- ・社会通念上、事業を行うのに支障があると認められた場合は、不選定とする場合があります。
- ・選考は各委員が評価シートに採点し、その合計点で順位付けを行い、最終的な指定候補事業者の選定については、平均点の高い順から募集床数の40床以内になるまで行います。また、募集床数に残数がある場合、採択された順に第1希望床数から残床数以内で希望床数と比べていき、最初に該当する事業者の希望床数にて採択をします。40床を超えない順位の事業者間において同点が出た場合、または同床数の希望の場合には、再度、同点の事業者について採点し、順位付けを行い、指定候補事業者を選定する場合があります。
選考委員の平均点が、配点の50%未満である場合は、応募事業者（募集床数）が1事業者（40床以内）であっても不選定とし、再募集（再公募）となります。
- ・プレゼンテーションの方法は問いませんが、必要な物品は提案者が準備してください。（電源、机、椅子のみ使用可能）なお、入室してから30分（以内）で審査終了とします。
- ・選考結果は文書で通知します。

(4) 選考された法人名、指定（変更）施設、連絡先等は市ホームページに公表します。

※ 選考の結果「該当なし」とする場合があります。また、選考期間中に「3 指定（変更）における基本資格」の各要件を満たさなくなった場合は選考の対象となりません。

※ 選考理由・結果に対する問い合わせ、異議等については応じません。

- ※ 選考にあたり、主な選考評価項目は「8 指定（変更）施設評価の基準」のとおりです。
- ※ 法令等に違反する事項が含まれる計画であること、虚偽の内容である計画であることが判明すれば、当該事業者を失格とする場合があります。

5 指定（変更）における基本的事項および条件等

- (1) 指定にあたっては関係法令等を精査するとともに、関係機関と十分に協議すること。
- (2) 運営にあたり、事業所は運営懇談会の設置が困難なときは、地域との定期的な交流が確保されていないことから、指定（変更）にあたっては必要に応じ地域の要望等に対し真摯に対応するとともに、関係者等への説明会等に努めること。
- (3) 指定候補事業者は、令和5年度中に指定（変更）許可を受け、令和6年4月に必ず事業を開始してください。（3月以前の開始は認めません。）
- (4) 事業開始前（概ね1カ月前から2カ月前）に、老人福祉法に基づく「施設の類型の変更届」及び介護保険法に基づく「指定申請」が必要です。指定（変更）にあたっては、必ず長野県（担当課）へ事前に相談をしてください。提出の際に、指定（変更）基準（特に人員配置）を満たしていない場合は、当該選考結果にかかわらず事業所として許可されませんのでご注意ください。
- (5) 設備基準について、指定（変更）に伴い基準で定められている内容が損なわれることのないよう注意（再確認）してください。

《一般型》

設備基準	介護居室	・定員は1人。（ただし、夫婦で居室を利用する場合など入居者の処遇上必要と認められる場合2人とすることができる。事業者の都合で2人とすることはできない。） ・プライバシー保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。・地階に設けないこと。・1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
	一時介護室	・介護を行うために、適当な広さを有すること。（居室が介護居室のみである場合、設けなくてもよい。）
	浴室	・身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
	便所	・居室のある階ごとに設置すること。・非常用設備（ナースコール等）を設けること。
	食堂	・機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
	機能訓練室	・機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。（他に機能訓練を行うために適当な広さが確保できる場合、設けなくてもよい。）
・特定施設の建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。・車椅子で円滑な移動が可能な空間および構造を有すること。		

《外部サービス利用型》

設備基準	居室	・定員は1人。（ただし、夫婦で居室を利用する場合など入居者の処遇上必要と認められる場合2人とすることができる。事業者の都合で2人とすることはできない。） ・プライバシー保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。・地階に設けないこと。・1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。・非常通報装置（ナースコール等）又はこれに代わる設備を設けること。
	浴室	・身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
	便所	・居室のある階ごとに設置すること。・非常用設備（ナースコール等）を設けること。
	食堂	・機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
・特定施設の建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。・車椅子で円滑な移動が可能な空間および構造を有すること。		

6 応募書類について

本募集（公募）への申し込みを希望する事業者は、下記書類を提出してください。

(1) 申請書類一式の正本1部、副本7部の計8部提出

※ 様式は市のホームページよりダウンロードしてください。

(2) 提出書類は図面等を除き、原則A4版で作成し、全体をバインダー等で綴じてください。

(3) ホッチキスは使用せず、インデックス等で仕切りを挿入してください。

(4) 添付書類を写しで提出する場合は、全て代表名により原本証明をしてください。

※ 添付書類の「資料作成上の注意」をご参照ください。

※ 正本・副本資料の内容に相違がある場合は、正本資料の内容を優先します。

※ 令和5年6月7日（水）午後5時以降は、本市が必要に応じて提出を求める書類以外の書類の提出は認めません。ただし、提出期限日以降に各種法令及び条例等の改正などによって事業計画を変更する必要がある場合は、速やかに高齢者介護課へお知らせください。

※ 応募書類に不備等がある場合、関連する項目について評価が低くなる、若しくは評価ができないことがあります。

※ 応募のために提出された書類（添付書類等の全てを含む）は、応募された事業者が不選定となった場合であっても返却しません。また、資料等の作成に伴う費用、応募に関する費用は全額事業者負担になります。

※ 提出された資料は、決定を受けた時点で情報公開の対象になることがあります。

7 その他留意事項

(1) 指定に伴う人員、設備及び運営等に関する基準等については、国の定める厚生労働省令など関係法令通知を確認し遵守してください。

(2) 「安曇野市老人福祉計画及び第8期介護保険事業計画」や「安曇野市地域福祉計画」等の関連する市の計画についても配慮し、その趣旨について事業計画に反映してください。

- (3) 事業者選定の働きかけを行うなどの目的のために、応募事業者またはその関係者が直接または間接的に市職員・選定部会の委員等に接触を行った場合には、応募無効となることがあります。
- (4) 指定にあたり法令等に違反した場合、本市の指示・指導に従わない場合には、指定候補事業者の決定を取り消すことがあります。
- (5) 決定後、申込書類の内容に虚偽があったことが判明した場合、又は本市に書面の提出を行うことなく事業の変更・廃止を行った場合は、指定候補事業者の決定を取り消すことがあります。
- (6) 応募にあたっては、十分に計画の精査を行ったうえで、実現可能なものとしてください。原則として、決定後の計画変更は認めません。
- (7) 正当な理由により、決定後に計画を変更する必要がある場合には、事前に本市に書面にて変更内容や理由を提出のうえ、本市の判断・指示に従ってください。書面の提出を行うことなく計画を変更した場合は、指定候補事業者の決定を取り消すことがあります。
- (8) 令和5年度中に指定（変更）許可が受けられない場合は、指定候補事業者の決定を取り消すことがあります。
- (9) 応募にあたっては計画について十分精査を行い、法人内等で計画遂行に向けた意思統一を図る等、確実に指定（変更）を実現できる見込みを持って応募することとし、決定後に辞退することがないようにしてください。万が一、決定後に辞退をした場合、2年間応募資格を停止いたしますのでご注意ください。
- (10) 市の選定部会において指定候補事業者として選定された場合でも、必ずしも長野県において特定施設入居者生活介護事業者の指定（変更）が認められるものではありません。その場合、市はいかなる責任も負いませんので、あらかじめご了承ください。

8 指定(変更)施設評価の基準

施設運営にあたっては、介護保険法（平成9年法律第123号）、老人福祉法（昭和38年法律133号）、生活保護法（昭和25年法律第144号）等の関係法令のほか、応募するサービスの定められた人員、設備及び運営の基準を満たし介護保険上の指定事業者として適切な事業を実施すること。

なお、評価項目の内容等は次頁のとおりとします。

※ 施設の計画、人員の確保にあたっては以下に定められた関係する基準等を満たすこと。

「介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例」（平成24年長野県条例第51号）、「介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例」（平成24年長野県条例第52号）、「介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則」（平成25年長野県条例施行規則第22号）、「介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則」（平成25年長野県条例施行規則第23号）、長野県指定居宅サービス及び指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する要綱（平成25年施行）及び「長野県有料老人ホーム設置運営指導指針」（平成12年制定）

※ 事業開始日までに長野県から指定及び変更許可を受けること。

(1) 評価項目の内容等

評価項目	評価の着眼点	割合	
運営状況および実績	1 運営主体(法人)について	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人の基本理念・姿勢 への取組 ● 法人の責務・役割の職員への理解と周知方法 ● 法人の実績(収支決算・事業報告・事業計画等) ● 監査・指導による指摘事項の有無および改善報告・改善状況 	概ね 20%
	2 指定(変更)の目的および運営方針について	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定(変更)応募の動機(趣意・方針等) ● 指定(変更)の必要性と取組み 	概ね 10%
	3 利用者への対応について	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者への支援方法(入浴・食事・事故防止・感染症予防・業務継続計画等) ● サービスの質の向上策(利用料・運営面、認知症への理解等) ● 苦情解決体制、利用者保護対策(権利擁護、虐待防止等)、利用者の尊厳保持(身体拘束等) 	概ね 25%
	4 人材確保(職員)について	<ul style="list-style-type: none"> ● 人材確保(人員配置の適正)および育成のための対策(研修等) ● 職場環境の整備(離職防止等) ● 安曇野市民の雇用促進 	概ね 20%
	5 運営について	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民との連携および交流(防災訓練等) ● 地域貢献 ● 協力医療機関との連携体制 	概ね 15%
	6 全体評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 1～5の評価項目以外に評価すべき事項(例:特色のある取組み等) 	概ね 10%
合 計		100%	

※ 割合はめやすであり、上記の項目以外にも、特に考慮すべきと判断された事柄について評価を行うことがあります。

※ 特定の項目について、極めて不備な点がある場合には評価の対象としない場合があります。

9 問合せ先

〒399-8281 長野県安曇野市豊科 6000 番地 (安曇野市役所 本庁舎 1階 12 番窓口)
 安曇野市 福祉部 高齢者介護課介護保険担当
 電話 0 2 6 3 - 7 1 - 2 4 7 2 (直通)

安曇野市老人福祉計画及び第 9 期介護保険事業計画の策定について

1 計画の根拠

本計画は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条に基づき「市町村介護保険事業計画」を、3 年間に 1 度、高齢者の福祉及び介護に関する総合的な計画として一体的に策定する。

2 計画の期間

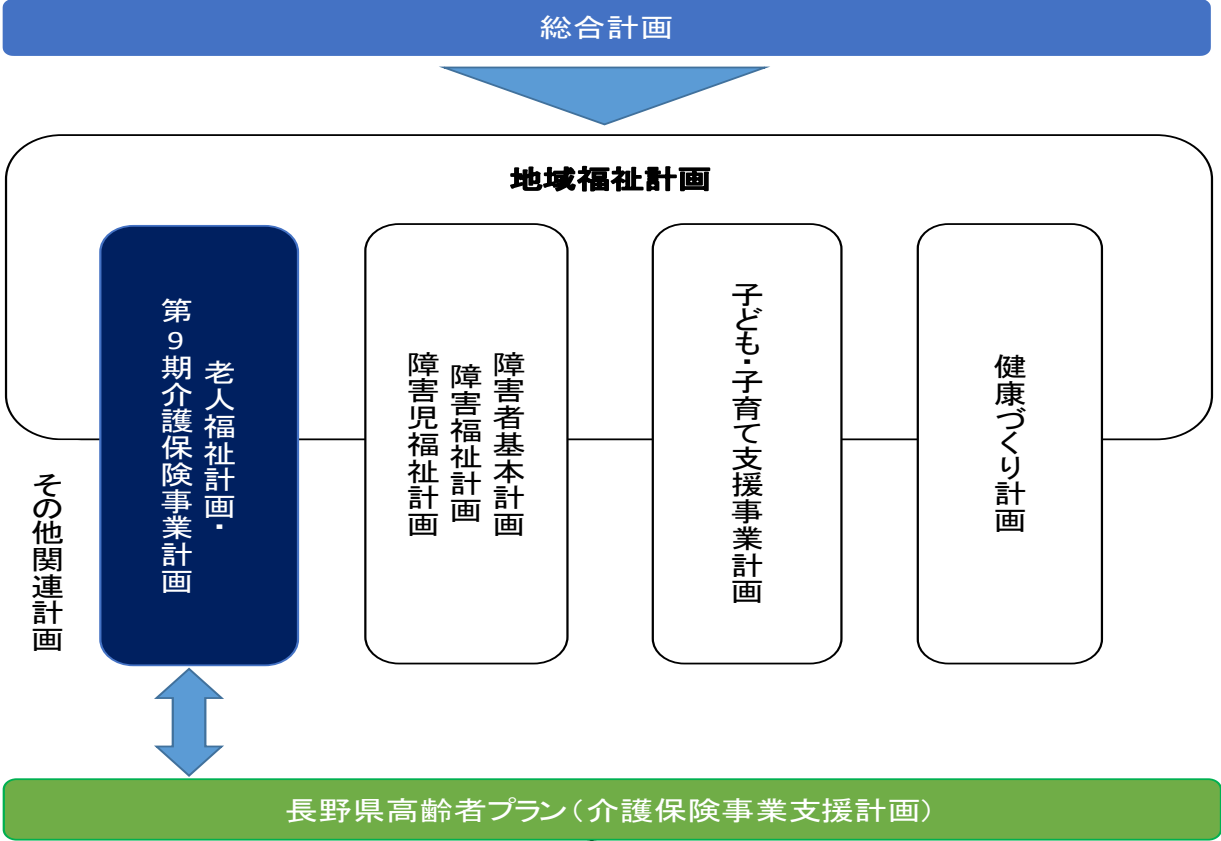
第 9 期：令和 6 年度～令和 8 年度

3 老人福祉計画及び第 9 期介護保険事業計画の位置づけ

第 8 期介護保険事業計画同様に、当市のまちづくりの基本となる「安曇野市総合計画」（第 2 次 R5～R9）、地域福祉の将来像を示した「安曇野市地域福祉計画」（第 4 期 R6～R8）、健康づくりの指針である「安曇野市健康づくり計画」（第 3 次 R6～R15）等の計画との調和を図るとともに、長野県高齢者プラン（第 9 期介護保険事業支援計画 R6～R8）等を踏まえ策定する。

また、第 8 期介護保険事業計画は成年後見制度利用促進法に基づき「市町村成年後見制度利用促進基本計画」を兼ねていたが、当該計画については「安曇野市地域福祉計画」（第 4 期 R6～R8）に包含される予定であり、第 9 期介護保険事業計画との一体的な作成は予定しない。

○位置づけ



4 令和4～5年度における計画策定に向けた取組

(1) 各種調査の実施

計画策定のための分析、準備として、以下の調査を実施しました。

名称	内容	対象者	実施時期	回収結果 (速報値)
高齢者実態調査 (居宅要介護・要 支援認定者分)	高齢者の生活実態や介 護サービスの利用に対 する意向を調査すると ともに、家族介護者の意 識、実態等を把握する。	2,988名	令和4年11月21 日～12月23日	○有効回答数 1,757名 ○回収率 58.8%
高齢者実態調査 (元気高齢者分)	高齢者の生活実態や介 護に関する意識等を調 査する。	1,500名	令和4年11月21 日～12月23日	○有効回答数 1,075名 ○回収率 71.7%
在宅生活改善調査	現在のサービス利用で は、生活の維持が難しく なっている利用者の実 態を把握し、地域に不足 する介護サービス等を 検討する。	市内居宅介 護支援事業 所、小多機、 看多機40事 業所	令和5年1月6 日～2月28日	○事業所票27 ○利用者票25
介護サービス参入 意向調査	計画における介護サー ビス見込量及び介護サー ビス基盤整備のため に、参入意向を把握す る。	市内で介護 サービス事 業を予定し ている事業 者	令和5年1月30 日～2月28日	○新規開設 3法人(4サ ービス) ○サービス転 換・変更 3法人(3サ ービス)

(2) 各種調査の分析

調査会社に集計及びグラフ化を委託予定(期間:令和5年8月31日まで)。また、「見える化システム」(国が提供する介護保険事業計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システム)を活用し、分析を行う。

(3) 基本方針

現計画の達成状況の点検及び評価を踏まえつつ、各種調査の集計・分析の上、在宅福祉サービスの方針、国の基本指針(※)に基づき、区域の設定、各年度における介護サービス量の見込み(区域毎)、各年度における施設サービス等の必要定員数(区域毎)、各年度に

における地域支援事業の量の見込み、介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標等を記載する。

ア 介護サービスの基盤整備

施設サービス等の必要定員数により、計画期間の施設サービス等の整備数を計画する。

イ 介護保険料の見込み

計画期間における介護サービス量の見込み及び地域支援事業の見込みから、3年間に必要となる介護保険料の必要額を計画する。ただし、介護保険料については、当該計画に基づき、安曇野市介護保険条例改正の議決により決定する。

※ 国が介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために定める基本指針（介護保険法第116条）（基本指針案は令和5年7月頃提示予定）

(4) 策定の体制

安曇野市介護保険等運営協議会において、現計画の達成状況の点検及び評価を行い、計画素案等を協議し、策定する。また、現計画において、庁内関係各課と連携した施策については、事業ごとに個別に評価を行い、次期計画に反映する。

5 策定に向けたスケジュール（予定）

計画策定に向けた介護保険等運営協議会の開催数及び市の大まかな予定は以下のとおり。

年月	介護保険等運営協議会	市
令和5年 5月26日	【第1回介護保険等運営協議会】 ・基本的事項・スケジュール協議	現計画の検証・策定に向けた情報収集
7月下旬	【第2回介護保険等運営協議会】 ・各種調査結果の確認・協議 ・基本指針に基づく記載事項の検討 ・基本目標等の検討	
9月下旬	【第3回介護保険等運営協議会】 ・令和4年度決算報告 ・計画素案検討①	各種調査の集計分析 計画素案の検討・作成
11月上旬	【第4回介護保険等運営協議会】 ・計画素案検討② ・第9期介護保険料の段階等検討	
2月下旬	【第5回介護保険等運営協議会】 ・パブリックコメント結果報告 ・計画報告 ・計画概要版検討	11月下旬～12月下旬予定 計画素案のパブリックコメント実施
		3月予定 計画書等製本

介護保険事業(支援)計画について

○ 保険給付の円滑な実施のため、3年間で1期とする介護保険事業(支援)計画を策定している。

国の基本指針(法第116条、8期指針:令和3年1月厚生労働省告示第29号)

- 介護保険法第116条第1項に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、国が介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定める
- ※市町村等が介護サービス量を見込むに当たり参酌する標準を示す

市町村介護保険事業計画(法第117条)

- 区域(日常生活圏域)の設定
- 各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み(区域毎)
- 各年度における必要定員総数(区域毎)
※認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 各年度における地域支援事業の量の見込み
- 介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標
- その他の事項

保険料の設定等

- 保険料の設定
- 市町村長は、地域密着型の施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定をしないことができる。

都道府県介護保険事業支援計画(法第118条)

- 区域(老人福祉圏域)の設定
- 市町村の計画を踏まえて、介護サービス量の見込み(区域毎)
- 各年度における必要定員総数(区域毎)
※介護保険施設、介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
※混合型特定施設に係る必要定員総数を設定することもできる(任意)
- 市町村が行う介護予防・重度化防止等の支援内容及び目標
- その他の事項

基盤整備

- 都道府県知事は、介護保険施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定等をしないことができる。

第9期介護保険事業計画の作成に向けたスケジュール(R5.2.27時点)

年月	市区町村	都道府県	国
令和4年12月			介護保険制度の見直しに関する意見(社会保障審議会介護保険部会)
令和5年1月	計画作成のための調査分析・準備		介護保険部会(基本指針見直し方針の議論)
2月	調査結果、サービス給付実績等を分析・考察		課長会議(第9期計画に関する基本的考え方を提示)
3月		連絡会議等で市町村へ情報提供	推計ツール暫定版の提供
4月	計画に盛り込む内容を検討		
5月		(随時) 都道府県や市町村の医療・介護担当者等の関係者による協議の場を開催	
6月		連絡会議等で市町村へ情報提供	介護保険部会(基本指針見直し案の議論)
7月			課長会議(基本指針案の提示)
8月	サービス見込量等の設定作業開始		推計ツール確定版の提供
9月	サービス見込量の設定作業		
10月	サービス見込量、保険料の仮設定	サービス見込量の仮設定	
11月	都道府県との調整 見える化システムで見込量と保険料を報告(~3月)	国との調整 市町村の広域調整	都道府県との調整 報酬改定率等の係数を設定
12月			基本指針の告示
令和6年1月			
2月	介護保険事業計画を議会に報告 介護保険条例の改正	介護保険事業支援計画を議会に報告	介護報酬改定
3月			
4月	第9期介護保険事業計画スタート		

参考資料 1
安曇野市介護保険等運営協議会 令和5年5月26日開催

安曇野市介護保険等運営協議会 委員名簿（令和5年5月26日～）

団体等の名称	職名	氏 名	出欠
一般公募		フヤマ マサリ 布山 昌徳	
一般公募		オクダ ヨシカ 奥田 佳孝	
一般公募		アライ キヨミ 新井 清美	
安曇野市シニアクラブ連合会	会長	フジオカ ミス 藤岡 嘉	
安曇野市民生児童委員協議会	穂高地区民生児童委員協 議会会長	カサハラ ケンイチ 笠原 健市	
リーガルサポートながの		クロサワ ユキエ 黒澤 幸恵	
特定非営利活動法人 J A あづみくらしの助け合い ネットワークあんしん	代表理事理事長	イケダ ヨウコ 池田 陽子	
安曇野市医師会	副会長	ナカジマ ミチコ 中島 美智子	
安曇野市歯科医師会	地域医療連携部理事	ウチカワ ツヨシ 内川 剛	
安曇野市社会福祉協議会	介護事業課長	クロキ ショウイチ 黒木 昌一	
NPO 法人アルウィズ	事務局長	オザワ ユウイ 小澤 悠維	
安曇野市介護保険事業所連絡協議会	訪問介護部会	コバヤシ マユミ 小林 真弓	欠
安曇野市介護保険事業所連絡協議会	通所部会	オオクラ ヒロユキ 大倉 宏之	
安曇野市介護保険事業所連絡協議会	居宅介護支援部会	サカイ さつき 坂井 さつき	
安曇野市介護保険事業所連絡協議会	グループホーム部会	ナカバヤシ ミユキ 中林 美雪	
安曇野市介護保険事業所連絡協議会	施設サービス部会	ナガタ タマミ 長田 珠美	

（任期：令和6年3月31日まで）

○安曇野市介護保険条例 一部抜粋

平成17年10月1日条例第138号

(安曇野市介護保険等運営協議会の設置)

第13条の2 地方自治法第138条の4第3項の規定により、市の介護保険事業の適切な運営を図るため、安曇野市介護保険等運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第14条 協議会は、次に掲げる事項を協議又は審査する。

- (1) 法第8条第14項に規定する地域密着型サービス及び法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスに関する事項
- (2) 法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの設置及び運営に関する事項
- (3) 法第117条第1項に規定する介護保険事業計画及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に規定する老人福祉計画の策定並びに進捗状況に関する事項
- (4) 前3号に定めるもののほか、介護保険推進事業に関する事項

(組織)

第15条 協議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数の範囲内で、市長が委嘱する。

- (1) 公募により選考された被保険者 3人
- (2) 学識経験を有する者 3人
- (3) 保健、医療又は福祉関係者 5人
- (4) 介護保険サービス提供事業者 5人

3 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第16条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第17条 協議会は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(除斥)

第18条 協議会の委員は、当該議事に係る事業者と利害関係を有すると認められるときは、その議事に参与することができないものとする。

2 協議会の会長及び副会長が前項の規定により議事に参与することができないときは、当該議事に係る会長の職務は、あらかじめ会長が指名した委員が行うものとする。

(部会)

第19条 協議会に部会を設置することができる。

(守秘義務)

第20条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第21条 協議会の庶務は、福祉部において処理する。

附 則 (令和4年6月29日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料 3
介護保険等運営協議会 令和5年5月26日開催

○ 安曇野市介護保険規則 一部抜粋

平成17年10月1日規則第95号

(趣旨)

第1条 この規則は、法令及び安曇野市介護保険条例（平成17年安曇野市条例第138号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、市が行う介護保険に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会の設置)

第34条 条例第19条の規定に基づき、安曇野市介護保険等運営協議会（以下「協議会」という。）に介護保険関連サービス候補事業者選定部会（以下「部会」という。）を設置する。

(任務)

第35条 部会は、応募事業者の提案について、市長が別に定める審査基準に基づき、審査選定を行い、候補事業者を市長へ報告するものとする。

(組織)

第36条 部会は、委員6人をもって組織する。

2 部会の委員は、協議会の委員のうちから協議会の会長が指名する。

3 部会の委員が、当該議事に係る事業者と利害関係を有すると認められる場合は、当該議事に限り、当該委員を部会の委員より除き、代理委員を協議会の委員のうちから協議会の会長が指名するものとする。

(任期)

第37条 部会の委員としての任期は、第35条に規定する報告の日までとする。

(部会長及び副部会長)

第38条 部会に部会長及び副部会長を各1人置き、部会の委員の互選により定める。

2 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第39条 部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 部会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは部会長の決するところによる。

附 則（令和5年1月30日規則第11号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

当日資料
安曇野市介護保険等運営協議会 令和5年5月26日開催

安曇野市 出席者名簿

所 属	職名	氏 名
福祉部	部長	モタイ ナオキ 甕 直紀
福祉部高齢者介護課	課長	タカハシ ナ ツ コ 高橋 奈津子
福祉部高齢者介護課長寿福祉係	課長補佐	ハスイ フミト 蓮井 文人
福祉部高齢者介護課介護予防担当	課長補佐	フカイ ケイコ 深井 恵子
福祉部高齢者介護課介護保険担当	係長	ハマ カズヒト 濱 一仁
福祉部高齢者介護課介護保険担当	係長	シオバラ カ ナエ 塩原 香苗
福祉部高齢者介護課介護予防担当	係長	イワハラ トクタロウ 岩原 徳太郎
福祉部高齢者介護課認定調査係	係長	タカハシ トモカズ 高橋 智一
福祉部高齢者介護課介護保険担当	主査	フジマツ タクヤ 藤松 卓也

地域包括支援センター 出席者名簿

所 属	職名	氏 名
北部地域包括支援センター	管理者	マエダ トヨヒロ 前田 豊博
南部地域包括支援センター	管理者	ヤマギシ カ ナエ 山岸 佳苗

令和5年度安曇野市地域包括支援センター事業計画（案）

1 包括的支援事業

(1) 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

- ア 地域において自立した日常生活を送るための介護予防ケアマネジメントの実施
- イ 総合事業対象者が介護予防に取り組めるための情報提供と支援並びに関係機関との連携

(2) 総合相談支援業務

地域包括支援センターを拠点とした高齢者の各種相談の受付と対応

- ア 認知症相談支援の実施
- イ 適切なサービス利用へのつなぎと支援
- ウ 関係機関との連携強化

(3) 権利擁護業務

- ア 高齢者虐待防止事業
 - ・高齢者虐待防止に関する普及啓発活動
- イ 成年後見利用支援事業
 - ・成年後見制度に関する普及啓発活動
- ウ 消費者被害防止事業
 - ・消費者被害防止の啓発と相談先の周知、担当課との連携

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ア 介護支援専門員への支援
 - ・安曇野市内の介護支援専門員の資質向上研修の開催と介護支援専門員間の連携強化
 - ・介護支援専門員が抱える困難事例への後方支援
- イ 広報活動の継続
 - ・広報誌やホームページの活用。出前講座等、地区活動における地域包括支援センターの周知
 - ・関係機関への情報提供

(5) 生活支援体制整備事業の推進

- ア 協議体の開催
 - ・市全域と日常生活圏域ごとに生活支援コーディネーターの配置
 - ・コーディネーターを中心に、地域住民や介護事業所、ボランティア等と協議体を設置し会議を開催
 - ・地域課題の把握
- イ 地域課題の解決
 - ・地域課題を共有し、住民主体の活動を支援する取り組みの推進
 - ・地域資源の把握と高齢者ニーズのマッチング

2 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

包括的支援事業の効果的な実施のために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・

医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどのさまざまな社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行う。

(1) 地域ケア会議の開催・推進

- ア 地域の関係機関と緊密な連携を図るための地域ケア個別会議の開催
- イ 地域ケア個別会議等により把握された地域課題の集約及び課題検討の場の体制整備
- ウ 自立支援・介護予防に関する自立支援型個別ケア会議の実施
- エ 安曇野市地域包括ケア推進会議を中心とした安曇野市地域ケア会議体制により、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを推進

(2) 関係機関及び地域との連携活動

- ア 介護サービス事業者や医療機関、民生児童委員会等の多職種との連携
 - ・関係団体合会への参加もしくは合同会議の開催による情報交換
 - ・多職種による勉強会への協力と参加
- イ 在宅医療・介護連携の推進として、地域の在宅医療・介護連携の課題抽出や関係者の研修、市民への啓発活動等を実施
- ウ 認知症施策の推進として、地域包括支援センターの認知症地域支援推進員を中心とした関係機関との連携
- エ 認知症初期集中支援チームとの連携
- オ 生活支援体制整備事業の核となる協議体への参加、地域のニーズや社会資源の把握による地域包括ケアの推進
- カ 安曇野市認知症見守りネットワークの拡充、見守りシール交付事業との連携

3 介護予防支援事業

(1) 要支援認定者に対する介護予防支援

- ア 介護保険サービス利用希望者に対する迅速な情報提供と必要な支援及び関係機関への連絡調整の実施
- イ 介護保険サービス未利用者に対する状況把握と必要な支援の実施

(2) 市内外の指定居宅介護支援事業所への介護予防支援の業務一部委託

- ア 介護保険サービス利用者に対し、迅速な対応を可能とするための情報提供方法の検討
- イ スムーズな連携に向けた委託業務内容及び役割分担の検討
- ウ 受託可能な指定居宅介護支援事業所の開拓及び情報収集

4 その他

(1) 事業評価の実施

- ア 地域包括支援センターの継続的・安定的な事業を実施するための事業評価の実施

(2) 災害・感染症対策

- ア 有事の際も安定的・継続的に業務が行えるようBCP（業務継続計画）の策定